

資料編

目次

1.	建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）	35
2.	災害に強い官公庁施設づくりガイドライン（抜粋）	48
3.	中央防災会議による「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の概要	50
4.	近年発生した地震被害の状況	52
5.	現状の耐震化率の算出及び推計方法	56
6.	耐震化すべき建築棟数の算出	56
7.	耐震化の促進を図るための支援策	57
8.	玉野市の揺れやすさマップ及び危険度マップ	62
9.	玉野市の避難場所一覧	64
10.	玉野市緊急輸送路網	67

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

（1）耐震改修促進法の概要

耐震改修促進法は、地震による建築物の倒壊等の被害から、国民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震改修の促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性を向上させることを目的とした法律です。その概要は、表 8 のとおりです。

表 8 耐震改修促進法の概要

- 1) 国民の努力義務（第3条第4項）
 - ・国民は、地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- 2) 耐震化の計画的実施（第5条、第6条）
 - ・都道府県は耐震改修促進計画を策定し、計画的な耐震化の実施に取り組む。（第5条第1項）
 - ・市は区域内の耐震改修促進計画を定めるよう努める。（第6条第1項）
- 3) 要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務（第7条）
 - ・要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を定められた期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
『要安全確認計画記載建築物』とは建築基準法等の耐震関係規定に適合しない、①～③のいずれかに該当する建築物
 - ①第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物
 - ②その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物
 - ③その敷地が第6条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物
- 4) 耐震診断結果の公表（第9条）
 - ・所管行政庁は耐震診断の報告を受けたときは、当該報告の内容を公表しなければならない。
 - ①要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果
 - ②要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果
- 5) 要緊急安全確認大規模建築物の所有者の耐震診断の義務（附則第3条）
 - ・要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しなければならない。
『要緊急安全確認大規模建築物』とは建築基準法等の耐震関係規定に適合しない、①～③のいずれかに該当する建築物
 - ①病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - ②小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - ③火薬類、石油類その他危険物であって定められた数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物である既存耐震不適格建築物

■ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通

過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当

該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象と

なる事項を除く。) に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

- 第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

- 第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

- 第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
 - 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」とい

う。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

附 則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適合建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適合建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適合建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適合建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

(2) 特定建築物

耐震改修促進法第14条による特定既存耐震不適格建築物で、次のものが該当します。

表9 特定建築物一覧

用途		指導・助言対象建築物 特定既存耐震不適格建築物の要件（法第15条第1項）	指示対象建築物 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物（法第15条第2項）	耐震診断義務付け対象建築物 要緊急安全確認大規模建築物（附則第3条） 要安全確認計画記載建築物（法第5・6・7条）			
多数の者が利用する建築物	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 *屋内運動場の面積も含む	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積も含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積も含む			
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上					
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上			
	ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上			
	病院、診療所						
	劇場、観覧場、映画館、演芸場						
	集会場、公会堂						
	展示場						
	卸売市場						
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	ホテル、旅館				階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿						
	事務所				階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの						
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上			
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上			
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上			
	遊技場						
	公衆浴場						
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗							
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ2,000㎡以上						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの							
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設							
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物							
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物					政令で定める数量（表10）以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
緊急輸送道路沿道建築物	県又は市が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	要安全確認計画記載建築物	県又は市が耐震改修促進計画で指定する重要な緊急輸送道路等の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）			

※本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を、「特定建築物」という。

※上表のほか、住宅や小規模建築物等全ての既存耐震不適格建築物が指示・助言対象である。（法第16条）

表 10 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

法	政令第7条第2項	危険物の種類		危険物の数量
第14条第2項	第1号	火薬類	火薬	10 t
			爆薬	5 t
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
			導爆線又は導火線	500 km
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 t
			その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の種別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30 トン		
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20 m ³		
第5号	マッチ	300 マッチトン※		
第6号	可燃性のガス（第7号及び第8号に掲げるものを除く。）	2 万m ³		
第7号	圧縮ガス	20 万m ³		
第8条	液化ガス	2,000 トン		
第9条	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20 トン		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	200 トン		

(※) マッチトンはマッチの計量単位。

1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で、7,200 個、約 120 kg

(3) 国の基本方針の概要

平成 18 年 1 月には、耐震改修促進法第 4 条に基づき、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が策定されています。この方針は次の 5 項目で構成されています。

表 11 国の基本方針に定められる項目

- 1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 4) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 5) 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

なかでも、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項では、住宅については令和 17 年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標に掲げています。

2 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン（抜粋）

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

○構造体の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
I類	大規模地震(極めて稀に発生する地震動)後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設等 【指定行政機関:内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省等】 【指定地方行政機関等*:管区警察局、地方厚生局、地方農政局、地方整備局等】
II類	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設(I類に属するものを除く)等 【指定地方行政機関等:沖縄総合事務局、警察機動隊、海上保安部等】
III類 (建築基準法相当)	大規模地震により構造体の部分的な損傷が生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所等】

災害応急対策活動拠点

*危険物を貯蔵する室を有する官庁施設、病院であって災害時に拠点として機能する官庁施設等

1. 耐力の割り増し

- 1) 建築物に要求される機能に応じて、**重要度係数(I)**を設定。
- 2) 構造体の**保有水平耐力(Q_u)**は、**必要保有水平耐力(Q_{un})に重要度係数(I)を考慮した値以上**であることを確認。

	I類	II類	III類
重要度係数(I)	1.5	1.25	1.0
目標とする状態	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動により構造体の部分的な損傷が生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないこと

・建築物に要求される機能に応じて、目的を明確化した上で、免震構造や制振構造の適用を検討する。
・時刻歴応答解析等により、構造体の安全性を検討する場合は、上記によらず、建築物の変形や塑性化の程度に対する目標値を定めて設計してよい。

2. 大地震動時の変形の制限

構造体、建築非構造部材及び建築設備の損傷の軽減を図るため、構造体の大地震動時の**層間変形角は、原則として、制限値以下**とする。

	RC造、SRC造	S造
層間変形角の制限値	1/200	1/100

・構造体の耐力とのバランスを考慮しつつ、層間変形角並びに建築非構造部材及び建築設備の変形追従性を総合的に検討する。

【詳細は国土交通省のHPを参照】
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(第2編第2章):
<https://www.mlit.go.jp/common/001157883.pdf>
建築構造設計基準:
<https://www.mlit.go.jp/common/001396989.pdf>
建築構造設計基準の資料:
<https://www.mlit.go.jp/common/001396995.pdf>

○建築非構造部材の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
A類の外部及び特定室	大規模地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害応急対策活動拠点
B類及びA類の一般室	大規模地震により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

○建築設備の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
甲類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	○災害応急対策活動拠点
乙類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る【岡山県の適用方針】

防災拠点となる公共建築物は、以下の適用を基本として、大規模地震後に機能継続が可能な耐震安全性を確保する。

対象施設	分類
災害応急対策活動拠点、避難所等 (県・市町村の地域防災計画等で定めるもの)	○構造体(耐力の割り増し) II 類 以上
例) 県・市町村の庁舎、警察本部、警察署、 公立の学校、病院、体育館、公民館、 各種センター、消防署 等	○建築非構造部材 A 類
	○建築設備 甲 類 (災害応急対策活動拠点)
	乙 類 (避難所)

※適用にあたっては、整備する施設の位置、規模、構造、また、想定最大震度等の状況や、被災後に補修を要する可能性を容認するか否か等、個別施設の実情に応じ総合的に判断する。

※上記のうち、自治体における災害応急対策活動上代替性のない、特に中心的な施設については、I 類の適用の必要性を検討することが望ましい。

※学校教育施設等において別に定めがある場合には、その基準による。

3 中央防災会議による「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の概要

平成17年3月に国の中央防災会議では、「地震防災戦略」を策定し、東海地震、東南海・南海地震による死者数及び経済被害額の想定値を10年間で半減させるという目標を定め、地震防災対策を推進してきました。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年12月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）が施行されました。

南海トラフ法第4条の規定に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本の方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間等を定め、地震防災対策の推進を目的として「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が平成26年3月に中央防災会議において決定され、令和7年7月に変更されました。

表 12 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

○基本的な施策の実施により、①地震・津波から命と社会を守り、②直接的被害から助かった命や生活を維持し、③生活や社会経済活動を早期に復旧することの実現を図るものとする。

○人的被害の軽減に関し、想定される死者数を約29万8千人から今後10年間で概ね8割減少させること、また、物的被害の軽減に関し、想定される建築物の全壊棟数を約235万棟から今後10年間で概ね5割減少させることを減災目標とする。

建築物の被害は、津波による浸水地域以外では死傷者発生の主要因であり、さらに出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因でもある。国、地方公共団体等は、膨大な被害量をできる限り減少させるために、住宅、学校、医療施設、公共施設等の建築物の耐震化や老朽化対策、家具等の固定・ガラス飛散防止による建築物の屋内の安全確保、ブロック塀等の転倒防止、緊急地震速報の的確な提供等に重点的に取り組むとともに、進捗状況について定期的な確認を行う。特に、様々な応急対策活動の拠点や避難所となり得る公共施設・学校、医療・介護関連施設、事業所等の事業継続が強く求められる施設については、天井の脱落対策等の非構造部材の地震対策も併せて推進する。

【具体目標】（抜粋）

①住宅等の耐震化

- ・居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）

＜推進地域（市町村（15,000人未満を除く。））＞

90%【R5】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※

※ 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

②家具の固定、ガラス等の飛散防止の対策

- ・家具の固定率

＜全国＞

36%【R4】 → 60%【R17】

③学校の耐震化

- ・避難所等にもなる公立学校の耐震化率（非木造）

＜推進地域（市町村）＞

99.9%【R6】 → 100%【早期】

④医療施設・社会福祉施設等の耐震化

- ・災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関）の耐震化率

＜推進地域（都府県）＞

82%【R4】 → 100%【R23】

- ・廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等の耐震化率

＜全国＞

99.47%【R2】 → 99.71%【R12】

⑤防災拠点となる公共施設等の耐震化

- ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率

＜推進地域（市町村）＞

96.8%【R4】 → 100%【R12】

⑥自衛隊施設の強化

⑦災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保

⑧緊急地震速報の精度向上

⑨マンション・高層建築物における防災対策の強化

⑩地震観測施設の耐災害性強化

4 近年発生した地震被害の状況

表 13 国内で近年発生した主な地震（マグニチュード6以上で被害大なもの）

発生年	地震名称もしくは発生地	マグニチュード	人的被害等
平成7年1月	兵庫県南部地震 （阪神・淡路大震災）	7.3	死者6,434人、不明者6人、負傷者43,792人
平成9年3月	鹿児島県薩摩地方	6.6	負傷者37人
平成9年5月	鹿児島県薩摩地方	6.4	負傷者74人
平成12年7月	新島・神津島・三宅島近海	6.5	死者1人、負傷者15人
平成12年10月	鳥取県西部地震	7.3	負傷者182人
平成13年3月	芸予地震	6.7	死者2人、負傷者288人
平成15年5月	宮城県沖	7.1	負傷者174人
平成15年7月	宮城県北部	6.4	負傷者677人
平成15年9月	十勝沖地震	8.0	死者1名、不明1名、負傷者849人
平成16年9月	紀伊半島沖、東海道沖	7.4	負傷者42人
平成16年10月	新潟県中越地震	6.8	死者68人、負傷者4,805人
平成16年11月	釧路沖	7.1	負傷者52人
平成17年3月	福岡県西方沖	7.0	死者1人、負傷者1,204人
平成17年7月	千葉県北西部	6.0	負傷者38人
平成17年8月	宮城県沖	7.2	負傷者100人
平成19年3月	能登半島地震	6.9	死者1人、負傷者356人
平成19年7月	新潟県中越沖地震	6.8	死者15人、負傷者2,346人
平成20年6月	岩手・宮城内陸地震	7.2	死者17人、不明者6人、負傷者426人
平成20年7月	岩手県沿岸北部	6.8	死者1人、負傷者211人
平成21年8月	駿河湾	6.5	死者1人、負傷者319人
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震 （東日本大震災）	9.0	死者19,775人、不明者2,550人 負傷者6,244人
平成23年3月	長野県・新潟県県境付近	6.7	死者3人、負傷者57人
平成23年3月	静岡県東部	6.4	負傷者80人
平成23年4月	宮城県沖	7.2	死者4人、負傷者296人
平成23年4月	福島県浜通り	7.0	死者4人、負傷者10人
平成24年12月	三陸沖	7.3	死者1人、負傷者15人
平成25年4月	淡路島付近	6.3	負傷者35人
平成26年3月	伊予灘	6.2	負傷者21人
平成26年5月	伊豆大島近海	6.0	負傷者15人
平成26年11月	長野県北部	6.7	負傷者46人
平成28年4月	熊本地震	7.3	死者273人、負傷者2,809人
平成28年10月	鳥取県中部	6.6	負傷者32人

平成 28 年 11 月	福島県沖	7.4	負傷者 21 人
平成 30 年 6 月	大阪府北部	6.1	死者 6 人、負傷者 462 人
平成 30 年 9 月	北海道胆振東部地震	6.7	死者 43 人、負傷者 782 人
令和元年 6 月	山形県沖	6.7	負傷者 43 人
令和 3 年 2 月	福島県沖	7.3	死者 1 人、負傷者 187 人
令和 3 年 3 月	宮城県沖	6.9	負傷者 11 人
令和 4 年 1 月	日向灘	6.6	負傷者 13 人
令和 4 年 3 月	福島県沖	7.4	死者 4 人、負傷者 247 人
令和 5 年 5 月	能登半島沖	6.5	死者 1 人、負傷者 52 人
令和 6 年 1 月	能登半島地震	7.6	死者 634 人、負傷者 1,398 人
令和 6 年 4 月	備後水道	6.6	負傷者 14 人
令和 6 年 8 月	日向灘	7.1	負傷者 14 人

参考：気象庁ホームページ

表 14 岡山県で震度 4 以上を観測した地震（明治 35 年以降）

発生年月日	震度	被害	震央地名 (地震名)	規模 M
明治 38 年 6 月 2 日	岡山 (4)	被害なし。	安芸灘 (芸予地震)	6.7
明治 42 年 8 月 14 日	岡山 (4)	建物その他に若干の被害あり。 ただし人的被害なし。	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8
明治 42 年 11 月 10 日	岡山 (5)	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大。 死者 2 人、建物全・半壊 6 戸、ひさし・ 壁破損 29 戸等。	宮崎県西部	7.6
昭和 2 年 3 月 7 日	岡山 (4)	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落 20 数件。 煉瓦煙突の上部破損。(上道郡平井村)	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
昭和 5 年 12 月 21 日	岡山 (3) 津山 (5)	県内被害なし	広島県北部	5.9
昭和 9 年 1 月 9 日	岡山 (4)	県南部を中心に強く揺れ、吉備郡庭瀬町 では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊した程 度で、県下全般に大きな被害なし。	徳島県北部	5.6
昭和 13 年 1 月 2 日	岡山 (3)	伯備線神代駅近傍で岩石 40~50 個落 下、貨車・家屋破損、下熊谷の小貯水池 堤防決壊。	広島県北部	5.5
昭和 18 年 9 月 10 日	岡山 (5) 津山 (4)	北東部県境付近で小規模な山崩れ、かけ 崩れ、地割れ、落石等あり。 (被害については、どちらの地震による ものか判別できない)	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
昭和 18 年 9 月 10 日	岡山 (4) 津山 (2)		鳥取県中部 (鳥取地震余震)	6.0
昭和 21 年 12 月 21 日	岡山 (4) 津山 (3)	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流域 の新生地の被害が甚大であった。 死者 52 人、負傷者 157 人、建物全壊 1,200 戸、半壊 2,346 戸。 その他堤防、道路の損壊多し。 玉島、笠岡管内の電気・通信線がほとん ど破壊された	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
昭和 27 年 7 月 18 日	岡山 (4) 津山 (3)	県内被害なし。	奈良県 (吉野地震)	6.7
昭和 43 年 8 月 6 日	岡山 (4) 津山 (3) 玉野 (4)	県内被害なし。	豊後水道	6.6
平成 7 年 1 月 17 日	岡山 (4) 津山 (4)	負傷者 1 人。	大阪湾 (兵庫県南部地震)	7.3
平成 12 年 10 月 6 日	新見・哲多・大佐・ 落合・美甘 (5 強) 19 市町村 (5 弱) 39 市町村 (4)	震源に近い阿新・真庭地方、及び岡山市 の軟弱地盤地域を中心に被害が多かつ た。 重傷 5 人、軽症 13 人、住家全壊 7 棟、 半壊 31 棟、一部破損 943 棟、その他 水道被害、道路破損多し。 玉野市は、住宅一部破損 3 棟、水道管 破裂 6 件等。	鳥取県西部 (鳥取県西部地震)	7.3

平成 13 年 3 月 24 日	26 市町村 (4)	軽傷 1 人。 住家一部破損 18 棟。 玉野市は、屋根瓦落下等。	安芸灘 (芸予地震)	6.7
平成 14 年 9 月 16 日	6 町村 (4)	県内被害なし。	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5.5
平成 18 年 6 月 12 日	岡山市 (4) 倉敷市 (4) 玉野市 (4) 浅口市 (4)	県内被害なし。	大分県西部	6.2
平成 19 年 4 月 26 日	玉野市 (4)	県内被害なし。	愛媛県東予	5.3
平成 25 年 4 月 13 日	5 市町 (4)	軽傷 1 名。	淡路島付近	6.3
平成 26 年 3 月 14 日	16 市町 玉野市 (4)	重傷 1 人、軽傷 4 人。 玉野市は軽傷者 1 名。	伊予灘	6.2
平成 28 年 10 月 21 日	鏡野・真庭 (5 強) 12 市町村 (4)	重傷 1 人、軽傷 2 人、住家一部破損 17 棟、非住家全壊 1 棟、非住家一部破損 20 棟。	鳥取県中部	6.6
	鏡野 (4)			5.0
平成 30 年 4 月 9 日	倉敷市 (4)	県内被害なし。	島根県西部	6.1

出典：「令和 5 年 4 月 玉野市地域防災計画（資料編）」

5 現状の耐震化率の算出及び推計方法

(1) 住宅の耐震化率の算出

対象となる住宅は、計画策定時及び平成 27 年度改正時には玉野市の固定資産データに基づき、集計を行っていましたが、令和 2 年度の改正時に、総務省住宅・土地統計調査を用いて集計する方法へ見直しました。

今回の改正では、令和 5 年総務省住宅・土地統計調査の構造別・建て方別の年代不詳の住宅を昭和 55 年以前と昭和 56 年以降に按分しています。そのうえで、昭和 55 年以前の住宅については、国の耐震化の推計値を用いて耐震性の有無を推計しています。

昭和 55 年以前の耐震性ありの住宅、昭和 56 年以降の住宅、平成 20 年、平成 25 年、平成 30 年、令和 5 年の各調査で耐震工事をした総和を「耐震性を満たす戸数」としています。

上記によって算出した令和 5 年時点の住宅数をもとに、住宅総数の平成 25 年から令和 5 年の年間あたりの増加数を勘案して、令和 6 年の住宅総数を推計し、令和 6 年度末時点の住宅の耐震化率を算出しています。

(2) 特定建築物の耐震化率の算出

特定建築物については、地震により倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、耐震化率の算出は、昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された建築物、耐震診断にて耐震性ありの判定がされたこと又は耐震改修が行われたことを把握しているもののみを、耐震性がある建築物として扱っています。

また、建築年月日が不明なものについては、全て昭和 55 年以前の耐震性のない建築物として扱っています。

(3) 市有建築物の耐震化率の算出

市有建築物については、市営住宅等も含めた市有施設全ての建築物について集計を行っています。耐震化率の算出は、特定建築物についてのものに準じています。

6 耐震化すべき建築棟数の算出

(1) 耐震化すべき特定建築物の建物棟数

特定建築物については、玉野市内の対象建築物があまり多くないことから、新築・滅失戸数の推計、建替え戸数の推計は行わず、現在の対象建物棟数に対する目標値を設定し、耐震化を行うべき建物棟数を算出しています。

(2) 耐震化すべき市有建築物の建物棟数

特定建築物同様、市有建築物についても、玉野市内の対象建築物があまり多くないことから、新築・滅失戸数の推計、建替え戸数の推計は行わず、現在の対象建物棟数に対する目標値を設定し、耐震化を行うべき建物棟数を算出しています。

7 耐震化の促進を図るための支援策

現在、玉野市で実施中の事業は以下のとおりです。（下記の補助は、令和8年3月現在の内容に基づいたもので、今後変更の可能性あります。）

表 15 玉野市建築物耐震診断事業

補助の対象			補助率等
事業区分	建築物	経費 (他の公的な制度での補助を受け るものを除く。)	
木造住宅 耐震診断事業	次に掲げる要件のすべてに該当する住宅 (1) 玉野市内に存するもの (2) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅 (店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅以外用途の床面積が2分の1未満のもの) (3) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの ア 丸太組工法 イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法 (4) 地上階数が2以下のもの (5) 要安全確認計画記載建築物以外であるもの（第2条第1号アに掲げる補強計画及び計画後の耐震診断を行う場合を除く。）	次に掲げる経費の合計額とする（136,000円／戸以内を限度） (1) 耐震診断等の経費 ただし、第2条第1号アに係るものは、マニュアルに掲げる一般診断法（面積200㎡以内までは90,000円／戸、200㎡を超えるものについては、100㎡に達するまでごとに10,000円増）又は精密診断法によるもの限り、第2条第1号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 (2) 第10条の評価に係る経費	次の各号に掲げる診断法の区分に応じ、当該各号に定める補助金の額 (1) 一般診断法 一住宅につき一般診断法にあっては80,000円とする。 （延べ面積が200㎡を超えるものあっては、80,000円にその超える部分が100㎡に達するまでごとに8,000円を加えた額） (2) 前号に掲げるものの以外の診断法 補助対象経費の3分の2以内。ただし、一住宅につき90,000円を限度とする。
戸建て住宅 耐震診断事業	次に掲げる要件のすべてに該当する住宅 (1) 木造住宅耐震診断事業の建築物欄に掲げる以外の一戸建ての住宅 (2) 玉野市内に存するもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅 (4) 要安全確認計画記載建築物以外であるもの（第2条第1号アに掲げる補強計画及び計画後の耐震診断を行う場合を除く。）	次に掲げる経費の合計額とする（136,000円／戸以内を限度） (1) 耐震診断等の経費 ただし、第2条第1号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 (2) 第10条の評価に係る経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一住宅につき90,000円を限度とする。

<p>建築物 耐震診断事業</p>	<p>次に掲げる要件のすべてに該当する建築物 (1) 一戸建ての住宅以外の建築物 (2) 玉野市内に存するもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物 (4) 要安全確認計画記載建築物以外であるもの(第2条第1号アに掲げる補強計画及び計画後の耐震診断を行う場合を除く。)</p>	<p>次に掲げる経費の合計額とする(延べ面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内、1,000㎡を越えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内、2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内を限度) (1) 耐震診断等の経費 ただし、第2条第1号工に係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 (2) 第10条の評価に係る経費</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内。ただし一棟につき指示対象建築物にあっては300万円、それ以外の建築物にあっては150万円を限度とする。</p>
<p>要安全確認計画建築物 耐震診断事業</p>	<p>玉野市内に存する民間の要安全確認建築物</p>	<p>次に掲げる経費の合計額とする(マニュアルに掲げる一般診断法によるものにあたっては延べ面積200㎡以内までは90,000円/戸、200㎡を超えるものにあたっては100㎡に達するまでごとに10,000円を加算した額、マニュアルに掲げる一般診断法以外のものにあたっては延べ面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内、1,000㎡を越えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内、2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡の合計額に設計図書の復元、耐震評価機関の評価取得等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用(1,570,000円を限度)を加算した額以内を限度) (1) 耐震診断等の経費 第2条第1号アのうち、補強計画、計画後の耐震診断に係るもの及び同号工に係るものを除く。 (2) 第10条の評価に係る経費</p>	<p>補助対象経費以内</p>

表 16 玉野市木造住宅耐震改修事業

既存木造住宅の性能		耐震基準	補助対象経費	補助金額	
全体耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの (耐震評価機関の評価を受けたものであること)	上部構造評点が1.0以上	耐震改修工事に要する費用に0.8を乗じて得た額	補助対象経費以内(ただし、1住宅につき100万円を上限とする。)
	既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの	行耐震等級が1以上		
部分耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの (耐震評価機関の評価を受けたものであること)	岡山県が定める技術基準における「部分耐震性能」を有すること	部分耐震改修工事に要する費用に0.5(木造住宅の所有者が属する世帯が低所得者等である場合にあっては0.8)を乗じて得た額(ただし、1世帯につき1箇所までとする。)	補助対象経費以内(ただし、1住宅につき80万円を上限とする。)
耐震シェルター等設置工事	耐震診断	上部構造評点が1.0未満のもの (耐震評価機関の評価を受けたものであること)	1階部分に東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置部門で選定されている耐震シェルター、防災ベッドを設置すること	耐震シェルター又は防災ベッドの購入、運搬及び設置に要する費用に0.5(木造住宅の所有者が属する世帯が低所得者等である場合にあっては0.8)を乗じて得た額	補助対象経費以内(ただし、1住宅につき80万円を上限とする。)
	既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの			
	岡山県知事が倒壊の危険性があると判断するもの				

これまでの玉野市における補助事業の活用実績は、以下のとおりです。今後さらにこれらの制度を活用して、市民の皆さんの耐震診断及び耐震改修が進んでいくよう、広報や啓発を進めていきます。

表 17 玉野市における耐震診断（一般診断）実績

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
補助事業を活用した耐震診断件数	4	7	4	6	6
うち、耐震性有と診断されたもの	1	2	1	5	1
	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
補助事業を活用した耐震診断件数	5	2	4	1	8
うち、耐震性有と診断されたもの	5	1	3	0	1
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
補助事業を活用した耐震診断件数	7	3	4	10	9
うち、耐震性有と診断されたもの	0	0	0	1	1
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
補助事業を活用した耐震診断件数	6	5	6	4	18
うち、耐震性有と診断されたもの	0	0	0	0	0
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度		
補助事業を活用した耐震診断件数	12	11	7		
うち、耐震性有と診断されたもの	0	0	0		

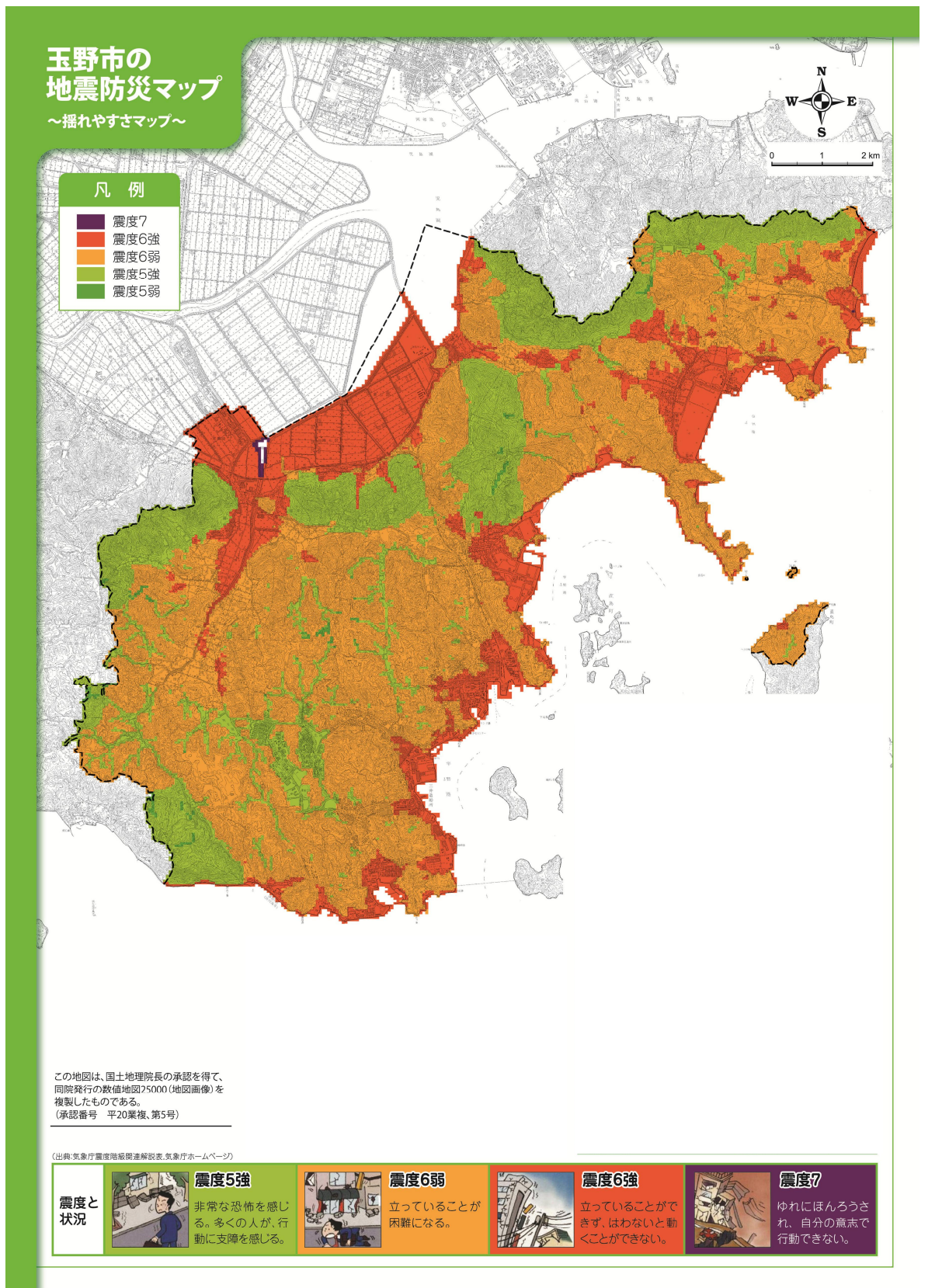
表 18 玉野市における耐震診断（補強計画）実績

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
補助事業を活用した耐震診断件数	1	3	0	2	0
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
補助事業を活用した耐震診断件数	0	5	8	2	1
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
補助事業を活用した耐震診断件数	7	12	7	8	3

表 19 玉野市における木造住宅耐震改修実績

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
補助事業を活用した耐震改修件数	0	0	1	6	1	0
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
補助事業を活用した耐震改修件数	1	1	0	3	3	

8 玉野市の揺れやすさマップ及び危険度マップ

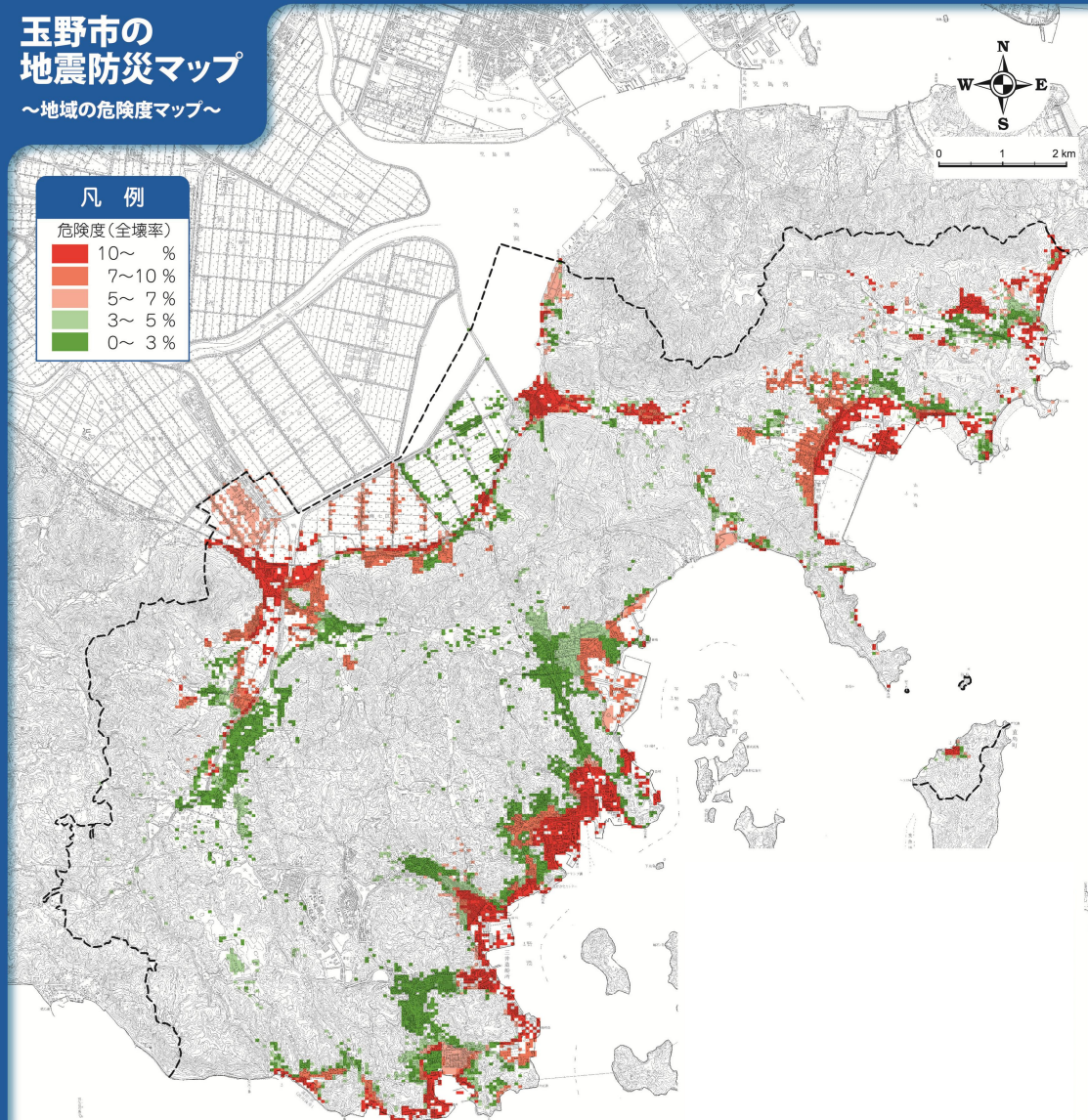


「注意事項：＊この揺れやすさマップは、官庁のボーリングデータ等を参考に推定したものであり、実際と異なる場合があります。また、現地で行われる地質調査結果を否定するものではありません。」

図8 玉野市の揺れやすさマップ (H20年作成)

玉野市の地震防災マップ

～地域の危険度マップ～



凡例

危険度(全壊率)	
10～	%
7～10	%
5～7	%
3～5	%
0～3	%

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平20業複、第5号)

※「全壊」とは？

「全壊」とは、台風や地震などの自然災害による建物の被害の程度の中でも、もっとも大きく被害を受けた状態を示しています。具体的には、平成13年6月に国により「災害の被害認定基準」が定められ、「居住する上で危険な状態」を全壊としています。

全壊	半壊	一部損壊	無被害
<ul style="list-style-type: none"> ●住宅の全体、もしくは一部の階が全て崩壊している。 ●外壁や柱の傾斜が1/20以上である。 	<p>居住する上で一部支障をきたす状態を示しています。</p>	<p>壁面に亀裂が生じている。外装に若干の剥離がある等の状態を示しています。</p>	<p>被害が生じていない状態を示しています。</p>

災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府、東南海地震・南海地震等に関する専門調査会・中央防災会議を参照)を作成

「注意事項：*この危険度マップは、揺れやすさマップを基に建築年等を参考に推定したものであり、マップの内容は実際と異なる場合があります。また、現地で行われる地質調査結果を否定するものではありません。」

図9 玉野市の危険度マップ (H20年作成)

9 玉野市の避難場所一覧

表 20 玉野市における指定避難所一覧

指定避難所とは、避難した者が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった者が一時的に滞在する施設

N o.	小学 校区	施設名	所在地	電話	指定緊急 避難場所 ※ との重複	対象となる異常な現象の種類						最大収 容 人数(人) [4m ² /人]
						洪水 氾濫	土砂 災害	高潮	地震	津波	内水 氾濫	
1	鉾立	鉾立公民館	北方 1349-1	66-5664	○	○	○	○	×	×	○	46
2		東児中学校(体育館)	北方 444	66-5134	○	○	○	○	○	○	○	151
3		鉾立小学校(体育館)	北方 1274	66-5131		○	×	○	○	○	○	109
4	胸上	東児市民センター	梶岡 700	41-1511	○	○	○	×	○	○	○	77
5		胸上小学校(体育館)	梶岡 639	41-2044		○	○	×	○	×	○	137
6		東児市民センター 石島分館	石島 3077	-		○	×	×	×	×	○	10
7	山田	山田市民センター	山田 447-2	41-2035	○	○	○	×	○	○	○	61
8		山田小学校(体育館)	山田 422	41-1035		○	○	×	○	○	○	147
9	後閑	山田中学校(体育館)	後閑 1995	41-1045		○	○	×	○	×	○	158
10		後閑小学校(体育館)	後閑 1421	41-1072	○	○	○	○	○	○	○	91
11	八浜	八浜市民センター	八浜町八浜 165-1	51-2006	○	○	○	×	×	○	○	66
12		見石ニュータウンコミュニティ ハウス	八浜町見石 1609-40	-		○	×	×	○	○	○	9
13		碁石地区コミュニティハウス	八浜町見石 883-4	-		○	×	×	○	○	○	22
14		八浜小学校(体育館)	八浜町波知 29	51-2016	○	○	×	×	○	○	○	90
15		八浜中学校(体育館)	八浜町八浜 1438	51-2044		○	○	×	○	×	×	150
16	大崎	大崎小学校(体育館)	東七区 3-3	51-1009	○	○	○	×	○	×	○	105
17		大崎公民館	八浜町大崎 1649-1	51-2664	○	○	×	○	○	○	○	46
18	荘内	東紅陽台 1 丁目集会所	東紅陽台 1-19-134	-		×	○	×	○	×	○	8
19		東紅陽台 2 丁目集会所	東紅陽台 2-19-222	-		×	○	×	○	×	○	8
20		荘内市民センター	用吉 1186-1	71-1522	○	○	○	○	○	○	×	164
21		迫間公民館	迫間 1253-3	-		○	○	○	×	×	○	6
22		荘内小学校(体育館)	木目 498	71-1017		○	○	○	○	○	○	102
23		荘内中学校(体育館)	木目 1373	71-1049	○	○	○	○	○	○	○	165
24	田井	田井市民センター	田井 4-10-5	21-2909	○	○	○	×	○	○	○	129
25		深山センターハウス	田井 2-4490	21-2860		○	○	○	○	○	○	18
26		田井小学校(体育館)	田井 3-4-1	21-2642	○	○	○	○	○	○	○	106
27	築港	競輪場(日の出会館)	築港 5-18-2	31-5281	○	○	○	×	○	○	○	49
28		築港公民館	築港 1-7-20	31-0109		○	○	×	×	×	○	35

29		築港小学校（体育館）	築港 3-15-1	21-3375	○	○	×	○	○	○	○	97	
30		宇野中学校（体育館）	築港 2-27-1	31-4241	○	○	○	×	○	×	○	223	
31	宇野	市立図書館（中央公民館）	宇野 1-38-1	31-3712		○	○	×	○	×	○	259	
32		藤井コミュニティハウス	宇野 4-8-8	-		○	○	×	×	×	○	15	
33		宇野小学校（体育館）	宇野 2-23-1	31-5796	○	○	○	○	○	○	○	97	
34	玉	玉市民センター	玉 5-1-15	32-4823	○	○	○	○	×	×	○	105	
35		レクレセンター	玉 2-3-1	32-3709	○	○	○	×	○	○	○	721	
36		すこやかセンター	奥玉 1-18-5	31-3310	○	○	×	○	○	○	○	330	
37		玉市民センター奥玉分室	奥玉 1-23-7	31-1328		○	×	○	×	×	○	8	
38		玉野商工高等学校（体育館）	玉 6-1-1	31-5341	○	○	○	○	○	○	○	184	
39		玉中学校（体育館）	奥玉 1-27-1	31-4211		○	×	○	○	○	○	228	
40		玉小学校（体育館）	玉 6-20-22	32-4701		○	×	×	○	○	○	97	
41	玉原	玉原市民センター	玉原 2-7-45	31-8491	○	○	○	○	×	×	○	64	
42		玉原小学校（体育館）	玉原 2-22-1	32-0666	○	○	○	○	○	○	○	144	
43		玉原ニュータウン集会所	長尾 1609-42	-	○	○	○	○	○	○	○	15	
44	日比	和田市民センター	和田 3-1-2	81-8244	○	○	○	○	×	×	×	67	
45		生涯学習センター （玉野備南高等学校）	和田 4-7-1	83-9200	○	○	×	○	○	○	○	163	
46		日比中学校（体育館）	和田 6-13-1	81-7351	○	○	×	○	○	○	○	234	
47		日比小学校（体育館）	御崎 1-1-1	81-8216	○	○	×	○	○	○	○	104	
48	第二日比	日比市民センター	日比 3-1-1	81-8023	○	○	○	×	別館	×	○	82	
49		第一向日比コミュニティハウス	向日比 1-4-1	-		○	○	×	×	×	○	10	
50		向日比コミュニティハウス	向日比 2-3-1	-		○	○	○	×	×	○	10	
51		第二日比小学校（体育館）	明神町 1-1	81-8101	○	○	○	×	○	×	○	147	
52		御崎シーサイド集会所	御崎 2-24-4	-		○	○	×	×	×	○	15	
53		渋川保育園	渋川 1-2-10	81-6803	○	○	×	○	○	○	○	25	
合 計						31 施設	51 施設	38 施設	27 施設	40 施設	31 施設	50 施設	5,709

（※）指定緊急避難場所：災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

出典：「令和5年4月 玉野市地域防災計画（資料編）」

表 21 玉野市における協定避難所一覧

協定避難施設とは、大規模災害などの場合、必要に応じ、各種避難用途として使用できるように、施設の管理者と協定を締結した施設

【避難用途：避難場所※】

No.	施設名 (協定先)	住所	協定締結 年月日	受入場所
1	東兎が丘マリンヒルズゴルフクラブ (東兎が丘マリンヒルズゴルフクラブ)	下山坂 1345	平成 21 年 4 月 1 日	駐車場
2	児島湖流域下水道浄化センター (岡山県)	東七区 453	平成 25 年 4 月 1 日	管理棟 2 階会議室 管理棟トイレ
3	玉野光南高等学校 (岡山県立玉野光南高等学校)	東七区 244	平成 18 年 1 月 23 日	体育実習室 2 階 産振特別教室 (解放廊下)
4	玉野スポーツセンター (玉野スポーツセンター)	田井 2 丁目 4464-10	平成 20 年 4 月 1 日	体育館、運動場
5	玉野高等学校 (岡山県立玉野高等学校)	築港 3 丁目 11 番 1 号	平成 18 年 1 月 17 日	体育館、運動場
6	瀬戸大橋カントリークラブ (玉野レクリエーション総合開発株式会社)	滝 1640-1	平成 25 年 7 月 25 日	スターティングロビー 食堂、ミーティング室
7	ダイナム玉野店 (株式会社ダイナム)	田井 3 丁目 32 番 85 号	令和 4 年 1 月 4 日	駐車場 (施設についてはトイレ及び 水道等の利用を可能な範囲で提供)
8	田井みなと公園 (岡山県)	田井 6 丁目 6	—	公園敷地内
9	三井総合グラウンド (三井 E&S ホールディングス)	玉 3 丁目 2	—	グラウンド敷地内
10	KEIRIN HOTEL10 (株式会社チャリロト)	築港 5 丁目 18-3	—	宿泊施設
11	UNO HOTEL (宇野港土地株式会社)	築港 1 丁目 1-12	—	宿泊施設
12	瀬戸内温泉 たまの湯 (宇野港土地株式会社)	築港 1 丁目 1-11	—	駐車場 (施設についてはトイレ及び 水道等の利用を可能な範囲で提供)
13	おもちゃ王国 (株式会社おもちゃ王国)	滝 1640-1	—	駐車場 (施設についてはトイレ及び 水道等の利用を可能な範囲で提供)
14	ダイヤモンド瀬戸内マリンホテル (株式会社ダイヤモンドソサエティ)	渋川 2 丁目 12 番 1 号	—	宿泊施設

(※) 避難場所：災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

【避難用途：津波避難ビル※】

No.	施設名 (協定先)	住所	協定締結 年月日	受入場所	受入台数 (駐車台数)
1	宇野港パーキング (宇野港土株式会社)	宇野 1 丁目 12 番 1 号	平成 20 年 1 月 30 日	3・4 階の駐車スペース 及び通路	2,000 人
2	合同宿舍宇野住宅 1 号棟・2 号棟 (中国財務局岡山財務事務所)	宇野 4 丁目 7 番 1 号 及び 2 号	平成 20 年 2 月 29 日	屋上部分及び 3 階以上の屋内階段 2 階以上の踊り場及び階段	2,245 人
3	ダイヤモンド瀬戸内マリンホテル (株式会社ダイヤモンドソサエティ)	渋川 2 丁目 12 番 1 号	平成 25 年 5 月 31 日	2 階以上の踊り場 及び階段	100 人
4	アルスブラージュ (アルスブラージュ管理組合法人)	築港 1 丁目 23-4	平成 30 年 5 月 25 日	屋上部分 及び 3 階以上の階段	400 人

(※) 津波避難ビル：津波から命を守るために緊急的に避難する施設

出典：「令和 5 年 4 月 玉野市地域防災計画 (資料編)」

10 玉野市緊急輸送路網

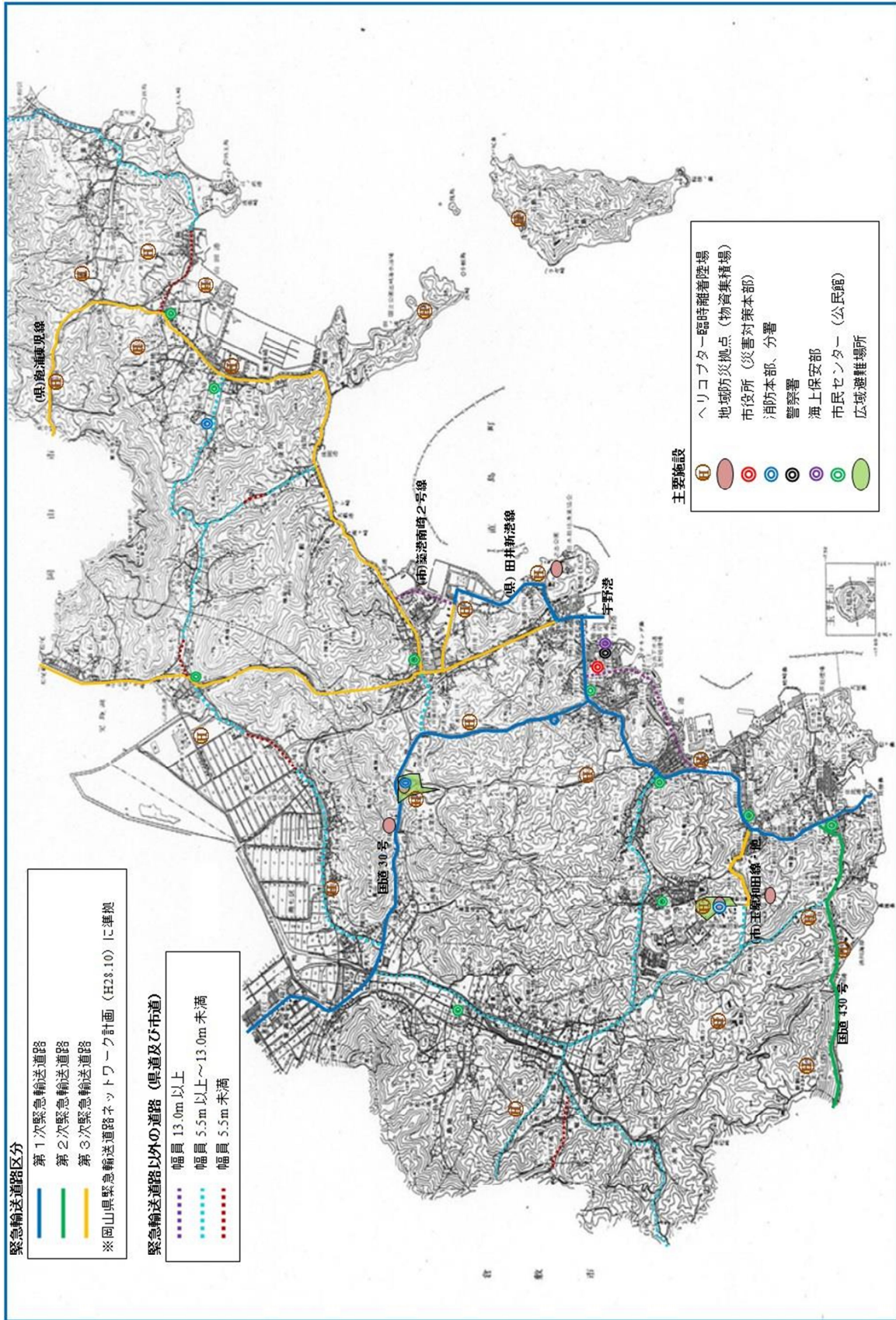


図 10 玉野市緊急輸送路網図

(令和3年4月時点)